

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------|
| 16 | 介護保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、介護保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和5年7月4日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 介護保険の資格管理及び給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務</p> <p>第1</p> <p>① 法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>② 法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(①及び③に掲げるものを除く。)</p> <p>③ 法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する事務</p> <p>④ 法第27条第1項の要介護認定、法第28条第2項の要介護更新認定若しくは法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤ 法第32条第1項の要支援認定、法第33条第2項の要支援更新認定若しくは法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥ 法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦ 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧ 法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨ 法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩ 法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑪ 法第115条の45の地域支援事業に関する事務(①から③まで及び⑫に掲げるものを除く。)</p> <p>⑫ 法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務</p> <p>⑬ 法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>⑭ 法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>第2</p> <p>第1②、③(法第18条第2号の予防給付及び法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費に係る部分を除く。)、⑥、⑦(法第60条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。)及び⑧から⑩までは、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設に係る法による保険給付の支給に関して事務において準用される場合を含む。</p> |
| ③システムの名称 | <p>①介護保険システム</p> <p>②特別徴収管理システム</p> <p>③統合宛名システム</p> <p>④中間サーバー</p> |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <p>①資格管理ファイル</p> <p>②保険料納付管理ファイル</p> <p>③認定申請管理ファイル</p> <p>④受給者管理ファイル</p> <p>⑤給付実績管理ファイル</p> <p>⑥宛名管理ファイル</p> | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の68の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第59条の3</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の93、94の項</p> <p>2 別表第二省令第46条、第47条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 生活福祉部地域包括支援センター |
| ②所属長の役職名 | 地域包括支援センター所長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 久慈市生活福祉部地域包括支援センター介護支援係 〒028-0014 久慈市旭町第8地割100番地1 電話0194-61-1112 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|---|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和5年6月23日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和5年6月23日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成30年12月27日 | I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署 | 生活福祉部介護支援課 | 生活福祉部地域包括支援センター | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 介護支援課長 橋本 藤雄 | 地域包括支援センター所長 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 介護支援課介護支援係 | 地域包括支援センター介護支援係 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 平成29年6月30日時点 | 平成30年6月30日時点 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しいき値判断項目2. 取扱者数 | 平成29年6月30日時点 | 平成30年6月30日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 平成30年6月30日時点 | 平成31年6月12日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | II しいき値判断項目2. 取扱者数 | 平成30年6月30日時点 | 平成31年6月12日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | IV リスク対策 | - | 新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載 | 事後 | |
| 令和2年5月14日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 平成31年6月12日時点 | 令和2年5月14日時点 | 事後 | |
| 令和2年5月14日 | II しいき値判断項目2. 取扱者数 | 平成31年6月12日時点 | 令和2年5月14日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月23日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 令和2年5月14日時点 | 令和3年6月23日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月23日 | II しいき値判断項目2. 取扱者数 | 令和2年5月14日時点 | 令和3年6月23日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月26日 | I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムにより情報連携②法令上の根拠 | (情報提供) 1 番号法第19条第7号、別表第2の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 | (情報提供) 1 番号法第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第59条の3 | 事後 | |
| 令和4年7月26日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 令和3年6月23日時点 | 令和4年7月26日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月26日 | II しいき値判断項目2. 取扱者数 | 令和3年6月23日時点 | 令和4年7月26日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月23日 | II しいき値判断項目1. 対象人数 | 令和4年7月26日時点 | 令和5年6月23日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月23日 | II しいき値判断項目2. 取扱者数 | 令和4年7月26日時点 | 令和5年6月23日時点 | 事後 | |